

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
（障害福祉課） 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定
（同） 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
（農村振興課） 一
- 証紙売りさばき人の指定
（会計課） 一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（教育庁施設整備課） 二
- 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則
四
- 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
五

告 示

○宮城県告示第八百六十七号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和元年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
四五二七〇〇七四三	ことば広場放課後等デイサービスわかば	放課後等デイサービス	合同会社 悠	令和元年十月一日

黒川郡大和町吉岡南二丁目十五番十七

○宮城県告示第八百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

令和元年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定一般相談支援の種類	設置者名	指定年月日
四三〇七〇〇五六七	大久保みよ社会福祉士事務所一般相談支援事業所 名取市植松三丁目五 一二十四	地域移行支援／ 地域定着支援	合同会社大久保みよ社会福祉士事務所	令和元年十月一日

○宮城県告示第八百六十九号

県管岩沼西部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和元年十一月二十七日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第八百七十号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさば

き人として次のとおり指定した。

令和元年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
株式会社石巻第一自動車学校	代表取締役 齋藤 祐司	石巻市泉町四丁目十番二十八号	令和元年十月二十一日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城第一高校仮設校舎賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。
 - 3 履行期間 令和二年八月一日から令和五年八月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県宮城第一高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
9 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法（昭和二十四年法律第百号）の定める

ところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの設置現場に配置できること。

なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より三ヶ月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185 70 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ令和元年十一月五日（火）午後五時まで申請すること。

また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書を出すこと。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-0184 23 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課課長立施設第一班（担当 木村 裕之 電話〇二二-二二-一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年十一月十三日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年十一月十四日（木）から令和元年十一月十八日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

書に定めるところにより令和元年十一月十八日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年十一月二十一日（木）午前九時から令和元年十一月二十二日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年十一月二十二日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年十一月二十五日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十五階 施設整備課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 入札執行の方法 一般競争入札

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service Required : Lease of a temporary school building for Miyagi Prefecture Miyagi First Senior High School (1 set)

2 Planned Period of Contract : From August 1, 2020 to August 31, 2023 (37 months)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Miyagi First Senior High School (1-6-2 Hachiman, Aoba-ku, Sendai, Miyagi)

4 Deadline for Bid : November 22, 2019 (Fri), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Hiroyuki Kimura, Prefectural School Administrative Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3353

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則を()に公布する。

令和元年十月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県仙台北一華高等学校の項中

—
二四〇

を

「

—

」に改め、同表宮城県泉松陵高等学校の項中「二八〇」を「二四〇」

に改め、同表宮城県泉館山高等学校の項から宮城県宮城広瀬高等学校の項までの規定中

「

男女	二八〇
----	-----

」を「

男女	二四〇
----	-----

」に改め、同表宮城県仙台東高等学校の項中

「

男女	二四〇
----	-----

」を「

男女	二〇〇
----	-----

」に改め、同表宮城県石巻工業高等学校の項中

「

四〇	八〇
----	----

」を「

四〇	四〇
----	----

」に改め、同表宮城県石巻商業高等学校の項中

「

男女	二〇〇
----	-----

」を「

男女	一六〇
----	-----

」に改め、同表宮城県塩釜高等学校の項中「三三〇」

を「二八〇」に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項中「二八〇」を「二四〇」に改め、

同表宮城県石巻西高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に改め、同表宮城県黒川高等学校

の項中「

男女	八八〇
----	-----

」を「

男女	四八〇
----	-----

」に改め、別表第一第二号の表宮城県仙台北一華高

等学校の項中「

—

」を「

二四〇	二四〇
-----	-----

」に改める。

別表第二第一号の表宮城県石巻北高等学校飯野川校の項中「

—

」を

「

—

」に改め、別表第二第二号の表宮城県石巻北高等学校飯野川校の項中

「

四〇	—
----	---

」を「

四〇	四〇
----	----

」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第九号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

三八
三六
三三

を

四四
三八
三六

に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

三四
三〇

を

二八
三四

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一七
一四

を

二〇
一七

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

四二
四六
四九

を

三八
四二
四六

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

三年
一九

を

三年
二四

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

二三
二四
三三

を

一七
二三
二四

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

二七
三五

を

二七
二七

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

三年
二七

を

三年
一九

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

三年
二七

を

三年
一九

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

二七
二七
三〇

を

三八
二七
二七

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

四一
四一
四六

を

三〇
四一
四一

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

二五
三三
三五

を

二七
二五
三三

に改め、同表宮城県立支援学校小牛田高等学園の項中

二四
一六

を
に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。